



NO. 179
2011.11.25

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎 2号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.ne.jp/~k-union

人勸無視・賃金削減法案の強行は断じて許せない 職場からの署名2,644名分を 国会（総務委員会）に提出！

政府は人事院勧告を無視し、連合と「合意」したとする賃金削減法案を強行しようとしています。職場では「ボーナス分が吹っ飛び、これ以上の削減では生活が維持できない」と大きな怒りの声が上がっています。管理職ユニオンは、こうした職場の声を国会に反映しようと衆・参両院議長宛の「二〇一一年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善を求める要求支持署名」を取り組み、十一月十七日、国会（総務委員会）に提出しました。

ユニオンは民主党政権の人事院勧告を無視、賃金削減法案をこり押しする暴挙に、この法案の成立を阻止し、私たちの生活を守る為、「二〇一一年人事院勧告及び給与の臨時特例法案撤回と国土交通省管理職員の処遇改善を求める要求支持署名」を緊急に取り組んできました。

短期間に多くの管理職員が支持

北陸では全出張所長が署名！

北陸では100%の出張所長が署名に応じました。この署名を持って、多くの管理職員の怒りの声を「公務員賃金を審議する総務委員会」へ届け、署名内容に賛同して頂き、「総務委員会」で反対の立場で発言して頂くよう、衆・参議院の各理事や理事を出していない政党には各委員に要請行動を実施しました。各政党の主な対応は、下記の通りでしたが、結果として共産党だけが要求の立場で対応を約束して頂きました。

十一月十七日、「総務委員会」の委員である塩川衆議院議員（北関東北例区）と秘書、山下参議院議員（近畿）の秘書との懇談が実施され、その場で「給与臨時特例法案撤回などの支持署名」を提出しました。

懇談会では、岡村委員長から、「国土交通省管理職ユニオンの概要」「署名の内容」について説明され、各支部代表から、
○特例法案が成立すれば、冬のボーナス分が無くなってしまふ。士気が上がらない。
○連年の賃金切り下げでこれ以上のカットは子どもへの教育・家のローンなど



塩川議員に署名を手渡す岡村委員長

○ボーナス分が吹っ飛び、
○士気が上がらない、
○賃金切り下げで生活限界、
○子どもの教育・家のローン・・・

生活が限界。
○東日本大震災や各地の災害に昼夜を問わず対応、復旧活動の先頭に立ってきたが何も報われない。
○地理の業務は我々しかできないという気持ちで頑張った。
○自衛隊は八時間交替。我々は二四時間体制で交替もない。機械・電通などの専門職種も特に大変だった。
○災害体制は、通常業務をやりながら実施することになる、こうした過酷な実態を無視し、公務員賃金を切り下げを消費税などの増税の引き金にすることは許されない。
○等の職場実態を訴え、「給与臨時特例法案」不当性、撤回を要請しました。

「特例法案は二重・三重の誤り」 廃案を追及

これを受けて塩川議員より、「今回の人事院勧告で中高年の賃金抑制などは定年延長と連動しており、重

【衆議院】

- 民主党 → 党の方針から受け取り不可能。
- 自民党 → 署名の対応はしていない。
- 公明党・社民党・みんなの党 → 署名・資料をFAXしたが回答無し。

【参議院】

- 民主党 → 党として法案決定している。
- 自民党 → 党として、人勸は実施、特例法案は別議論。
- 公明党 → 署名・資料をFAXするが回答無し。
- みんなの党 → 党の方針と相反する。

大だと思っている。特例法案は復興財源を国家公務員の賃下げに求めていることや人事院勧告制度を否定していることなど二重・三重の誤りであり、認められない。今国会で追及していく。」と回答し、廃案に向け追及を約束しました。

2012年度級別定数の確定作業に向けた=人事院交渉= 事務所長並みの評価をすれば六級定数は2倍に

二〇一二年度級別定数の査定作業の山場である一月十七日(木)、国土交通省管理職二オンは人事院本院との交渉を実施しました。
この交渉には、各支部からの代表者九名と本部から岡村委員長以下四名の合計一三名が参加し、人事院本院からは石清水給与二課補佐他二名が出席しました

- ① 課長・出張所長の六級定数の事務所長並み改善
- ② 五級の頭打ち解消
- ③ 検討が足踏みしている「管理職員の超勤問題」について、それぞれ追及しました。

事務所長は三級の評価替え

六級定数改善について、「標準職務表」で地方出先機関の事務所長は六級格付けだが、実態は九級格付けされ、三級の評価替えがされている。その結果、事務所長の八・九級在級率は二七％に達している。

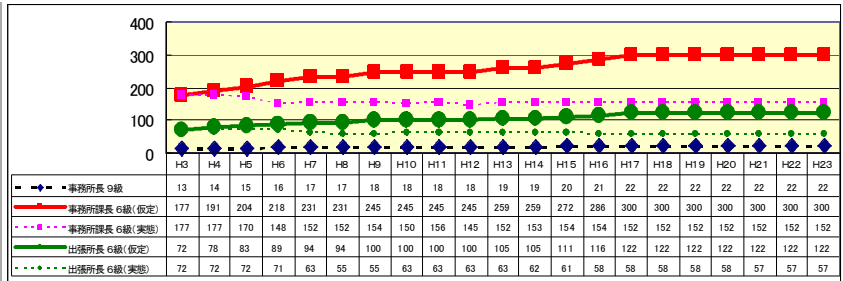
一方、課長・出張所長は一級の評価替えしかされていない。しかも、課長・出張所長の最高級の六級定数は年々減り、六級在級率は一〇％未満しかない実態だ。事務所長並みに六級の

定数を引き上げれば、4級、5級昇格も大幅に改善される(下表)、なぜ事務所長は改善され、課長・出張所長は残されるのか、その原因究明と是正を追及しました。

人事院は「府県単位機関ではないが、連絡調整事務所など府県単位機関に準ずる機関があることを評価している」「事務所長の職責を評価している」などと説明はしていますが、なぜ二級も評価替えに差が生じたのか?なぜ在級率に差があるのか?職責を言うのであれば「管理瑕疵があれば個人が刑事被告にされる」という職責を持つ役職が他にあるのか?などについては、説明できませんでした。

また、課長・出張所長の六級定数が最高時(一七七)より一五%前後もカットされていることについては、「人事院が定数をカットするわけでない」と暗に国交省当局が課長・出張所長の

六級定数の改善に積極的でないことを示唆しました。



課長・出張所長の六級定数を事務所長並みに改善した場合の六級定数

五級頭打ち問題の深刻さを理解していない?

五級の頭打ち問題について「国土交通省の課長・出張所長で五五歳くらいで最高号俸の五・八五に達して頭打ちとなり、どんなに優秀でも昇給しない」実態を

示し、改善を要求しました。人事院は二〇〇五年人事院勧告で「枠外号俸をなくす」「成績主義の立場から昇給停止を止める」と新俸給表を決めたが、二〇〇六年度より始まった新俸給表では、二年後には五級在級者の一五%が頭打ちになり(実態としては制度出発当初より、頭打ちは存在していた)、その七年後には二五%にまで急増していること、五級以外の級では頭打ちはずかす、五級だけ桁外れに多いことを指摘しました。

この原因としては、「現在の俸給表の設定にミスがあったこと」「六級だけでなく、五級昇格も遅れていること」を上げて追及しました。

これに対して、石清水補佐は、「俸給表の重なりを少なくしたという経過もあり、五級の号俸を増やすことはできない」と問題の深刻さを理解していない回答に終始しました。

二オン本部は、人事院がこの問題にまともに答えないことに抗議、今後追及していくことになっています。

超勤問題は、引き続き検討中

管理職員の超勤勤務手当問題について、東日本大震災や近畿での台風一二号被害に対する災害派遣等の厳しい職場実態を紹介しながら、超勤勤務手当の支給を追求しました。人事院からは、手当関係については給与第三課の担当だが、確認したところ「引き続き検討している」と聞いている。この回答がありました。二オン本部は、「最近、超勤勤務手当に関する検討が停滞している。今後も様々な資料をそろえて超勤勤務手当の正当性を示す、強い要求のあったことを担当の給与三課に伝えること」を申し入れて、交渉を終了しました。



人事院との交渉 正面石清水補佐